

広島県選挙管理委員会訓令第一号

広島県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年四月一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

広島県選挙管理委員会事務局処務細則の一部を改正する訓令

広島県選挙管理委員会事務局処務細則（昭和三十六年選挙管理委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務局の分掌事務) 第一条 (略) 一一八 (略) 九一六 (略)</p>	<p>(事務局の分掌事務) 第一条 (略) 一一八 (略) 九一六 <u>海</u>区漁業調整委員会委員の選挙に関する こと。 一一七 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。